

公共神第 187 号
令和 5 年 12 月 13 日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部事務長

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明書による
被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）

日ごろ、当支部における共済制度の運用、事務につきまして、格別の御協力を
いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 27 日に、全世代型社会保障構築本部において決定された
「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容の一つとして、事業主の証明による
被扶養者認定の円滑化が実施されることとなり、具体的な事務手続が示されま
したので、当支部における取扱いについて、お知らせします。

つきましては、所属所職員に周知くださいますよう、お願いします。

なお、このことについては、当支部ホームページにも掲載します。

1 概要

被扶養者の認定に当たっては、認定対象者の収入が基準を満たしていることが
要件となっていますが、基準を満たしていない場合であっても、一時的な収入の
増加があり、それが人手不足による労働時間延長等に伴うものである旨の
事業主の証明があるときは、被扶養者として認定できる（認定を継続することが
できる）ようになりました。

なお、当該措置については、令和 5 年 10 月 20 日以降の被扶養者認定及び
被扶養者の収入確認において適用されます。

詳しくは、別添のリーフレット等を御参照ください。

2 提出書類

- ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
〔検認時〕 様式 1_令和 5 年度・検認用
〔新規認定・継続認定時〕 様式 2_新規・継続認定用
- ・その他の提出書類については、給付グループへお問い合わせください。

問合せ先
給付グループ 吹越、前村
電話 (045)210-8179